

食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第六条第八項の規定に基づき、同法を実施するため、並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）第六条第三項、第四項及び第七項並びに第七条第一項、第三項及び第六項の規定に基づき、食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令

**第一条** 食品表示法(以下「法」という。)第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品安全に摂取するための加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項及びこれを表示する際に食品安全事業者等が遵守すべき事項とする。

ト 生かき 生食用であるかないかの別（冷凍食品のうち、切り身に  
ふぐを原材料とするふぐ加工品 生食用であるかないかの別（冷凍食品のうち、切り身に  
したふぐを凍結させたものに限る。）  
チ 冷凍食品 飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別（製造し、又は加工した食品（清  
涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉練り製品、ゆでだこ、ゆでがに、食肉（鳥獸の生肉  
(骨及び臓器を含む。) を加工したものに限る。）及びアイスクリーム類を除く。）を凍結させ  
たものに限る。）及び生食用であるかないかの別（切り身又はむき身にした魚介類（生かき  
及びふぐを除き、調味したものに限る。）を凍結させたものに限る。）  
十 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示

〔一ノエニルアラニン化合物を含む旨  
指定成分等含有食品〕（昭和二十二年法律第二百三十三号）第八条第一項に規定

七 特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等）に関する内閣府令（平成二十一  
年内閣府令第五十七号）第二条第一項第五号に規定する食品（容器包装（食品衛生法第四条  
で規定する有する食品をい）、以  
て同じく、に問  
うる事工

じ。)を摂取をする上での注意事項

九 次に掲げる食品にあっては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項のうちそれぞれ次に定めるもの

原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理を行つたものに限る。）、一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）及び子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨（牛肉

口 (内臓を除く。) であつて生食用のものに限る。)  
食肉製品 (食品衛生法施行令 (昭和二十八年政令第二百一十九号) 第十三条に規定するものに限る。) 非加熱食肉製品である旨 (非加熱食肉製品 (食肉を塩漬けした後、くん煙し、

又は乾燥させたての中心部の温度を攝氏六十三度で三十分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法による加熱殺菌を行つていなない食肉製品であつて、非加熱食肉製品として販売するものをいう。ただし、乾燥食肉製品を除く。)に限る。)

二 乳又は乳製品を主要原料とする食品 乳若しくは乳製品を原材料として含む旨、乳成分を原材料として含む旨又は主要原料である乳若しくは乳製品の種類別のうち少なくとも一つを含む旨

ト 鶏の卵液（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）未殺菌である旨（殺菌したもの以外のものに限る。）

ト ふぐを原材料とするふぐ加工品 生食用であるかないかの別（冷凍食品のうち、切り身にしたふぐを凍結させたものに限る。）

チ 冷凍食品 飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別（製造し、又は加工した食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉練り製品、ゆでだこ、ゆでがに、食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）を加工したものに限る。）及びアイスクリーミング類を除く。）を凍結させたものに限る。）及び生食用であるかないかの別（切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除き、調味したものに限る。）を凍結させたものに限る。）

チ 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

イ ゆでがに

ロ 容器包装に密封された常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオン指数が四・六を超え、かつ、水分活性が〇・九四を超える、かつ、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであつて、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するために摂氏十度以下での保存を要するもの

十一 栄養機能食品（食品表示基準第二条第一項第十一号に規定する栄養機能食品をいう。）を摂取をする上での注意事項

十二 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項のうちそれぞれ次に定めるもの

イ シアン化合物を含有する豆類 アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限りシアン化合物を含有する豆類 アレルゲン（特定原材料に由来する添加物（抗原性が認められないもの及び香料を除く。）を含むものに限る。）及び使用の方法

ロ アボカド、あんず、とうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パインアップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんご アレルゲン（特定原材料に由来する添加物（抗原性が認められないもの及び香料を除く。）を含むものに限る。）保存の方法及び消費期限又は賞味期限

ハ 食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）保存の方法 消費期限又は賞味期限、処理を行つた旨（刃を用いてその原形を保つたまま筋及び纖維を短く切断する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理（調味料に浸潤させる処理及び他の食肉の断片を結着させ成型する処理を除く。）を行つたものに限る。）、飲食に供する際にその全体について十分な加熱をする旨（刃を用いてその原形を保つたまま筋及び纖維を短く切断する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理（調味料に浸潤させる処理及び他の食肉の断片を結着させ成型する処理を除く。）を行つたものに限る。）、一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）及び子供高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生食用のものに限る。）

二 鶏の殻付き卵 アレルゲン（特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。）保存の方法、賞味期限、使用の方法、摂氏十度以下で保存することが望ましい旨（生食用のものに限る。）、賞味期限を経過した後は飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨（生食用のものに限る。）、加熱加工用である旨（生食用のものを除く。）及び飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨（生食用のものを除く。）

2 食品関連事業者等は、前項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした食品関連事業者等は、食品の回収が終了したとき（当該食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合にあつては、回収が終了したことと確認したとき）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(都道府県知事等の行う指示の内容等の報告)

第六条 令第六条第三項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第六条第一項第一号に定める指示又は同項第二号に定める命令（以下この項において「指示等」という。）をした食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

二 指示等をした年月日

三 指示等に係る食品の種類

四 指示等の内容

五 その他参考となるべき事項

一 令第六条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行つた食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所

二 報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行つた年月日

三 報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問に係る食品の種類

四 報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問の結果

五 その他参考となるべき事項

令第六条第七項及び第七条第六項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 調査の方法及び結果

二 食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令（平成二十七年内閣府・農林水産省令第二号）第二条又は食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令（平成二十七年内閣府・財務省令第一号）第三条の規定により提出された文書の写し

三 その他参考となるべき事項

4 令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第一号から第三号までに掲げる事務に係るものは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第七条第一項第一号に定める指示又は同項第二号若しくは第三号に定める命令（以下この項において「指示命令」という。）をした食品関連事業者（この号に定める命令を行つた場合にあつては、食品関連事業者等）の氏名又は名称及び住所

二 指示命令をした年月日

三 指示命令に係る食品の種類

四 指示命令の内容

五 その他参考となるべき事項

6 令第七条第三項の規定による報告のうち、同条第一項第四号から第六号までに掲げる事務に係るものについては、次に掲げる事項について行うものとする。

一 食品関連事業者等に対する報告の徴収又は物件の提出の要求の件数及び内訳

二 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収又は物件の提出の要求の件数及び内訳

三 食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する立入検査、質問又は収去の件数及び内訳

6 令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第四号に掲げる事務に係るものであつて、

同条第一項ただし書の規定により法第六条の規定の施行に關し必要と認めるものは、前項の規定にかかるらず、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告の微収又は物件の提出の要求を行つた食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所

二 報告の微収又は物件の提出の要求を行つた年月日

三 報告の微収又は物件の提出の要求に係る食品の種類

四 報告の微収又は物件の提出の要求の結果

五 その他参考となるべき事項

6 令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第五号に掲げる事務に係るものであつて、

同条第一項ただし書の規定により法第六条の規定の施行に關し必要と認めるものは、第五項の規定にかかるらず、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告の微収又は物件の提出の要求を行つた食品関連事業者とその事業に關して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所

二 報告の微収又は物件の提出の要求を行つた年月日

三 報告の微収又は物件の提出の要求に係る食品の種類

四 報告の微収又は物件の提出の要求の結果

五 その他参考となるべき事項

6 令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第六号に掲げる事務に係るものであつて、

同条第一項ただし書の規定により法第六条の規定の施行に關し必要と認めるものは、第五項の規定にかかるらず、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告の微収又は物件の提出の要求を行つた食品関連事業者とその事業に關して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所

二 報告の微収又は物件の提出の要求を行つた年月日

三 報告の微収又は物件の提出の要求に係る食品の種類

四 報告の微収又は物件の提出の要求の結果

五 その他参考となるべき事項

6 令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第六号に掲げる事務に係るものであつて、

同条第一項ただし書の規定により法第六条の規定の施行に關し必要と認めるものは、第五項の規定にかかるらず、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告の微収又は物件の提出の要求を行つた食品関連事業者とその事業に關して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所

二 報告の微収又は物件の提出の要求を行つた年月日

三 報告の微収又は物件の提出の要求に係る食品の種類

四 報告の微収又は物件の提出の要求の結果

五 その他参考となるべき事項

6 令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第七号に掲げる事務に係るものでは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所

二 食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名又は

三 名称及び住所

四 当該食品の商品名及び名称、当該食品に関する表示の内容その他の当該食品を特定するため

五 必要な事項について行うものとする。

六 その他参考となるべき事項

7 令第七条第一項の内閣府令で定める事項

第七条 令第七条第一項本文に規定するアレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるも

のは、次に掲げる事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品（食品表示基準第三条第一項に規定する一般用加工食品をいう。次項において同じ。）及び容器包装に入れられた添加物（食品表示基準第二条第一項第五号に規定する業務用添加物を除く。次項において同じ。）にあつては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）並びにこれらを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。

二 保存の方法  
一 名称

三 消費期限又は賞味期限  
四 添加物

五 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムに限る。）の量及び熱量  
六 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場）の所在地）及び製造者は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳については特別牛乳搾取処理業者）の氏名又は名称）

七 アレルゲン  
八 「一フエニルアラニン化合物を含む旨  
九 指定成分等含有食品に関する事項

十 特定保健用食品に関する事項（食品を製造し、若しくは加工した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合における原材料名、内容量又は固形量及び内容総量並びに食品関連事業者の氏名又は名称及び住所を含む。次項第二号において同じ。）  
十一 機能性表示食品に関する事項（食品を製造し、若しくは加工した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合における原材料名、内容量又は固形量及び内容総量並びに食品関連事業者の氏名又は名称及び住所を含む。次項第三号において同じ。）

十二 遺伝子組換え食品に関する事項

十三 乳児用規格適用食品（食品表示基準第三条第二項の表に規定する乳児用規格適用食品をいう。）である旨  
十四 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第十九及び別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項  
イ 食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）  
ロ 生かき

十五 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項  
イ 即席めん類（即席めんのうち生タピオカ即席めん以外のものをいう。）  
ロ 無菌充填豆腐（食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第1項の部D各条の項の豆腐に規定する無菌充填豆腐をいう。）  
ハ 食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）

十六 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項  
ト 鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）  
チ 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）  
ハ ホ 乳製品  
ヘ 乳又は乳製品を主要原料とする食品  
ヌ 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこ  
リ ゆでがに  
ル ふぐを原材料とするふぐ加工品



別記様式第1号（第2条関係）

- 22 -

別記様式第2号（第3条関係）

(表)

身 分 证 明 書	第 一 年 月 日 発行
官職名及び氏名	
年 月 日 生	
上記の者は、食品表示法第8条第1項の規定による立入検査に從事する職員であることを明示する。	
消費責任者印	印

参考 用紙の大きさは、日本標準規格B8とする。こ